



28 土 (技) 第 14 号  
平成 28 年 4 月 26 日

関係建設業団体の長 様

愛媛県土木部長



### 工事における適正な施工管理の徹底について

貴協会におかれましては、公共工事の品質確保のため、日頃より技術力向上や工事の適正な施工管理に努めていただいているところですが、先般、県発注工事において、粗雑工事が発覚し請負業者に補修工事の請求及び入札参加資格停止措置を行ったところでありました。

この粗雑工事は、平成 27 年度の県土木部発注の橋りょう耐震補強工事において、老朽化した伸縮装置を夜間工事にて交換する際、床版の一部を破損させてしまったが、軽微なものと判断し監督員に通知せず修復しないまま当該工事を完成させていたというものでありました。

このような行為は、公共工事に対する県民の信頼を著しく失墜させるものであり、公共工事の品質確保の根幹を揺るがすものと言わざるを得ません。

については、貴会員に対し建設業者として遵守すべき法令及び社員教育を徹底し、工事における適正な施工管理の実施について指導して頂きますようお願いいたします。

なお、下記について各発注担当者に周知しているので申し添えます。

### 記

- 1 請負業者に対する工事請負契約書第 18 条に基づく照査の確実な実施及び不一致を発見した時の監督員への通知の徹底
- 2 夜間工事に配慮した施工計画書の作成